

## 生活のしおり

### 1 校 訓

至誠，勤勉，自治，親和の精神を理解し，その実践を通して高校生活を有意義なものとしよう。

### 2 態 度

- 1 常に洲高生としての自覚のもとに行動し，教養豊かな人となるよう努めよう。
- 2 礼儀は人間相互の信頼と尊敬から生れることを知り，自然と態度にあらわれるようにしよう。
- 3 言葉遣いは正しく美しく誠意をこめ，誤解を招かないようにしよう。
- 4 交友は相互の信頼と理解のもとに，励ましあい長く続けられるものにしよう。
- 5 男女の交際については，他からの誤解を招かぬよう公正・明朗な態度を保ち特定の個人に偏したり，行きすぎることをないようにしよう。

### 3 服装・容姿

- 1 服装は別項の「服装に関する規定」に従い，質素を旨とする。
- 2 頭髪は清潔な髪型とする。パーマ・染色脱色等は不可。
- 3 靴は通学靴，校内用上履靴，体育館靴，体育用運動靴を区別する。  
但し，体育館靴及び上履靴は学校の許可したものとし，体育用運動靴は通学靴を兼ねることができ  
る。

### 4 通 学

- 1 交通道德を守り，一般の模範となるよう心掛けよう。
- 2 おそくとも予鈴までには登校しよう。
- 3 自転車通学者は学校の許可をうける。
- 4 原動機付きの乗物による通学は原則として認められない。ただし，長距離通学者等で特に必要あるものは，保護者から願い出て許可をうける。

### 5 校内生活

#### (1) 授業・考査

- 1 学業に専念することが高校生として最も大切な努めであるから，学習にあたっては，周到な準備と真剣な態度で臨もう。
- 2 考査の結果は学習の反省資料として十分活用しよう。
- 3 遅刻者は教科担当者に，欠課・早退しようとする者は学級担任に申し出る。
- 4 欠席者は事前に学級担任に連絡する。
- 5 始業合図後 10 分を経過しても先生の来られない時，クラス代表は直ちに担当の先生または教務部に連絡のうえ指示をうけよう。
- 6 自習時間，休憩時間は各自有意義な時間となるよう心掛けよう。

7 考査は厳正な態度で受験し，他の迷惑になったり，不正の疑いを受けるような行動をしない。

(2) クラブ活動

- 1 クラブ活動は人間形成の場として価値高いものであるから，積極的にいずれかのクラブに参加しよう。
- 2 クラブ員は互に親和して団結をかたくし，秩序を重んじ，活動を盛んにしよう。
- 3 クラブ活動を通して，教科で学習した知 技能の拡充をはかり，個性の伸長につとめよう。

(3) 同好会

- 1 設立しようとするものは顧問を依頼し承諾を得た後，所定の用紙に必要事項を記入のうえ生徒会執行部および監査委員会に登録を申請し審査を経た後，職員会議の同意を得なければならない。なお毎年4月に更新する。
- 2 顧問は本校教職員とする。
- 3 活動は校内活動に限定する。ただし，校長が必要と認めた場合は校外活動を許可することができる。活動費の必要な場合は所属会員の相互負担とする。
- 4 同好会がクラブとなる場合は，生徒総会において3分の2以上の賛成を得，職員会議の同意を得なければならない。

(4) 所持品・遺失物

- 1 所持品はすべて質素を旨とし，必ず記名しておこう。
- 2 紛失物，拾得物のあった場合はすみやかに係の先生に届け出よう。

(5) 清掃・美化

- 1 校舎内外は常に清潔であるように各自心掛けよう。
- 2 清掃当番は責任をもって分担区域の清掃美化にあたり，終了後は担任に報告しよう。

(6) 校舎・校具・火気の使用

- 1 授業以外に学校の施設，備品を使用する場合は，あらかじめ担当の先生の許可を得，その指示に従う。
- 2 学校の施設や備品は大切に取り扱い，誤って破損，紛失したときは担当の先生に届け出て，その指示を受けよう。破損，紛失したときは原則として，現品または実費で弁償するものとする。
- 3 電気，火気，その他危険物の取り扱いにあたっては，担当の先生の指導のもとに行い，細心の注意をはらって危険のないよう努力しよう。
- 4 用件のある者以外は校務員室に出入しない。

#### (7) 集会・掲示・出版

- 1 集会は原則として校内で行うものとし、責任者は使用場所の管理責任分担者に前もって届け出る。
- 2 掲示は担任または部活動顧問の許可を得て、生徒会許可印のあるものを定められた期間、場所に從って掲示する。
- 3 出版（生徒会・クラブ活動・ホームルーム活動・同好会に関するものを除く）は、責任者名を明記して、監査委員会を通してから校内に配布する。

#### (8) その他

- 1 登校後、放課時までには校外に出ない。やむを得ない場合は担任の許可を得る。
- 2 物品の売買をしない。
- 3 放課後は下記教室閉鎖時刻までに下校する。  
4月から10月までは午後5時30分  
11月から3月までは午後5時

### 6 校外生活

- 1 校外生活においても公衆道徳を守り、常に高校生としての自覚をもって、他人に迷惑をかけないようにしよう。
- 2 常時、生徒証明書を携帯する。
- 3 夜間は、特別な場合の外は10時以後外出しないようにしよう。特に女子は単独での夜間外出はつづしむ。
- 4 外出にあたっては、目的、時間、場所を明確に家人に告げておこう。
- 5 保護者に無断で外泊しない。
- 6 社交場、遊技場、その他風紀上好ましくない場所へは立ち入らない。
- 7 校外で開かれる集会に出席しようとするものは、保護者および学校の許可をうける。
- 8 携帯電話やインターネットのトラブル等をきっかけとして犯罪に巻き込まれ、被害を被る事件が多発している。ネット社会のルールを常に頭におき、情報モラルを守り自己責任の下、活用するようにしよう。
- 9 四輪車の免許取得は禁止する。ただし自動車教習所への入所については、就職内定者は11月第3週の月曜日以降、その他の生徒は2月1日以降に許可する。免許取得申請は卒業式以降とする。
- 10 アルバイトは原則として禁止する。

### 7 家庭生活

- 1 家族とよく話し合い、明朗にして民主的な家庭づくりに努めよう。
- 2 自己の人間づくりの場として、よい習慣を身につけ、勉学、手伝いなど余暇を十分活用しよう。
- 3 家族に伝染病が発生したとき、および忌引の場合は速やかに学校に届け出る。
- 4 下宿しようとするものは、担任に届け出る。

## 8 休業日

- 1 有意義にすごすため、各自の個性に即した生活設計をたて、充実した生活となるよう努力しよう。
- 2 未知の人と知り合いになる機会も多いが、節度を守ることに心掛けよう。
- 3 グループ活動に加わる場合は、万全の準備をし、事故のおこらぬように注意しよう。

## 9 付 則

### 第1章 生徒の欠席，忌引，休学，転退学等に関する規定

- 1 生徒で止むを得ず欠席，早退をしようとするときは，保護者から必ず担任に届け出なければならない。
  - (イ) 期間 父母 10 日以内 祖父母 5 日以内  
兄弟姉妹 3 日以内 その他 1 日
  - (ロ) 忌引をしようとするときは文書で届け出なければならない。
  - (ハ) 忌引日数は出席すべき日数に算入しない。
- 2 1 週間以上の欠席は医師の診断書を添えて保護者から届け出なければならない。
- 3 忌引に対しては次の取扱いをする。
  - (イ) 期間 父母 10 日以内 祖父母 5 日以内  
兄弟姉妹 3 日以内 その他 1 日
  - (ロ) 忌引をしようとするときは文書で届け出なければならない。
  - (ハ) 忌引日数は出席すべき日数に算入しない。
- 4 休学をしようとする時は医師の診断書を添えて所定の様式により保護者から願い出なければならない。
- 5 休学者は次の事項を心得ておかねばならない。
  - (イ) 休学期間は 3 ヶ月以上 1 ヶ年以内とする。
  - (ロ) 休学者は翌月から出校前月まで授業料，生徒会費，育友会費を免除する。
  - (ハ) 願い出た休学期間内に復学願を提出しないときは自然退学の取扱いを受けるので注意しなければならない。
  - (ニ) 復学願は所定の様式により保護者から提出する。
- 6 転学しようとするものは別に定める様式によってその事由及び転学先を明記して保護者から願い出る。
- 7 退学しようとする時は別に定める様式によって事由を記し保護者から願い出る。

## 本校生徒服装に関する規定

第1条 標準服の着用が望ましい。

第2条 標準服以外のものを着用する場合も、質素・清潔であり、学校生活に適したものであること。

第3条 学年章は上着の目立つ場所に必ずつけること。

第4条 学校側が必要と認めた場合には、標準服またはそれに準ずるものを着用すること。

第5条 不適当な服装については風紀委員会で検討する。

補足 1 風紀委員会は、不適当な服装について全般的な立場で検討すると共に個々のケースでも適切な処置をとる。

そのために、風紀委員を各クラス男女1名ずつとする。

2 学校が必要と認めている場合。学校行事（入学式、卒業式、修学旅行、創立記念式、始業式、終業式等）および対外活動等。

### <男子の標準服>

1 洋服は黒の詰襟とし、前部を5個の校章入り金ボタンでとめ、ズボンは黒学生ズボンとする。又気候に応じて上衣なしの白無地開襟シャツ、白無地カッターシャツ（長袖）とする。

2 襟章として左側に本校制定の学年別色分けによるバッジをつける。

### <女子の標準服>

1 洋服は夏服（様式第1号）、合服（様式第2号）冬服（様式第3号）の3種とする。

2 胸章として、左側に本校制定の学年別色分によるバッジをつける。

様式第1号 上 衣 セーラー型白テトロン

ブロード地 黒の一本線（巾0.7cm）

ネクタイ 巾上3cm、下4.5cm 黒タッサー又はシャークスキン地

スカート プリーツスカート日毛1401番E紺サージひだ巾（ヒップ3cm すそ3.5～4cm）

様式第2号 上 衣 ベスト内合せシングル

表地日毛1401番E紺サージ 裏地デシン黒釦3コ

下 衣 カッターシャツ 白テトロnbrロード地袖口シングル 角衿

スカート 第1号に同じ

様式第3号 上 衣 スーツ型 内合せシングル 表地 日毛1401番E

紺サージ

黒釦3コ

下 衣 第2号に同じ

スカート 第1号に同じ

様式第1号



様式第2号



様式第3号



見本は食堂で示す。